

議案第 58 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

別表市川市二俣小学校放課後保育クラブの項の次に次のように加える。

市川市中国分小学校放課後保育 クラブ	市川市中国分 1 丁目 2 2 番 1 号	80 人
-----------------------	-----------------------	------

別表市川市富美浜小学校放課後保育クラブの項中「40 人」を「80 人」に
改め、同表市川市大野小学校放課後保育クラブの項中「60 人」を「100 人」
に改め、同表市川市西部公民館放課後保育クラブの項を削る。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市川市大野小
学校放課後保育クラブの項の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

理 由

今後見込まれる入所希望者の増加に対応するため富美浜小学校放課後保育クラブ及び大野小学校放課後保育クラブの定員を増員するとともに、中国分小学校に通学する児童の利便性の向上を図るため西部公民館放課後保育クラブを中国分小学校放課後保育クラブとして移設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。